

令和3年度第1回四條畷市都市計画審議会
議事録

日 時 令和3年11月25日(木) 午前10時00分～午前11時00分

場 所 四條畷市役所 本館3階 委員会室

出 席 (委員) 森本勉委員 柳生駿祐委員 吉田涼子委員
長畑浩則委員 島弘一委員
山下克巳委員 歌門敬子委員 上村一彦委員
菅久子委員 木村岐代子委員 熊谷樹一郎委員
藤森政幸委員 犬伏令子委員 田中一成委員
村川春水委員

(市側) 東市長 亀澤都市整備部長
南森都市整備部次長兼下水道課長
橋本都市計画課長
鈴木産業振興課長兼農業委員会事務局長
阪上都市計画課長代理 矢本主任 古野主任
萬代事務職員

(傍聴) 1名

(事務局) 都市計画課

案 件 (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
(3) 特定生産緑地の指定について

その他

午前10時00分開会

事務局 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、ただいまより、令和3年度第1回四條畷市都市計画審議会を開催いたします。本日は、ご多忙にもかかわらず、また、コロナ禍の中本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、都市計画課の矢本でございます。よろしくお願いいたします。本日の審議会は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点を踏まえ、対応を行うことで開催しております。配席につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため間隔を設けさせていただいております。また、会議中におきましてもマスクをお付けいただき、ご発言の際もマスクを付けたままとさせていただきます。委員の皆様には大変、ご不便をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、本審議会は、議事録の作成のため、録音させていただいておりますので、ご了承をお願いします。

次に、議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をいたします。

<配布資料確認>

次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告いたします。審議会委員の総数は15名、そのうち現在出席いただいている委員は15名でございます。

したがって、四條畷市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する委員の2分の1以上の出席要件を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日は、傍聴希望者がおいでになります。今回の案件は、公開することが不適当なものは認められませんので、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

<傍聴者 入場>

事務局 次に、今回の審議会は任期満了に伴う委員の委嘱を行ってから、最初の審議会でございますので、会長と副会長が決定しておりません。そのため、会議の議長を務めていただく会長と副会長の選出と、審議会に対し、諮問させていただきますまでの間については、事務局で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、審議会の開催にあたり、市長の東よりご挨拶いたします。

<市長 挨拶>

事務局 ありがとうございます。それでは、事務局より各委員の皆様のご紹介をいたします。配付しております資料1の委員名簿の順に従いご紹介いたします。

<委員及び事務局紹介>

【議案1】

事務局 それでは、これより議事に入りたいと思います。お配りいたしております議案書に基づき、進めさせていただきます。議案1であります審議会の会長及び副会長の選出についてですが、審議会条例第6条第2項で会長及び副会長は、委員の互選により定めるとなっております。また、会長は、同第3条第2項第3号に掲げる委員である学識経験者のうちから定めるとなっております。会長及び副会長の選出をどのような方法で行えばよろしいか、委員の皆様にお諮りいたします。

犬伏委員 すみません、よろしいでしょうか。以前から経験されている会長には田中委員を、副会長には菅委員をお願いしたいと思います。

事務局 ただいま、犬伏委員より会長を田中委員、副会長を菅委員にご就任いただくというご提案がありました。他にご意見はございませんでしょうか？ほかに、ご意見がないようですので、会長には田中委員、副会長には菅委員に、ご就任をお願いしたいと思います。田中委員にお伺いします。会長にご就任いただくことをご了承いただけるでしょうか。

田中委員 皆様方のご承認を得てお受けしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。菅委員にお伺いします。副会長にご就任いただくことをご了承いただけるでしょうか。

菅委員 皆様方のご承認を得てお受けしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、田中委員を本審議会の会長に、菅委員を副会長にご就任していただくことについて、拍手でご承認にかえさせていただきます。ありがとうございます。いかがでしょうか。

<承認>

事務局 ただ今、拍手でもって、会長、副会長が承認されました。これにより、議案1は終了いたします。それでは、田中会長、菅副会長、おそれ入りますが、前の席までお移りください。

<田中会長 菅副会長 移動>

事務局 それでは、田中会長、菅副会長にご就任のご挨拶をお願いいたしたいと思えます。田中会長よろしくをお願いいたします。

＜田中会長 挨拶＞

事務局 ありがとうございます。次に菅副会長よろしくをお願いいたします。

＜菅副会長 挨拶＞

事務局 ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。続きまして、審議会に対し、市長より諮問させていただきます。会長につきましては、ご起立をお願いいたします。市長につきましては、会長の横までご移動をお願いいたします。

＜市長 諮問書朗読＞

事務局 なお、市長は、次の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。また、先ほどの諮問書につきましては、複写を行ったものをこれより各委員にお配りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

＜市長 退席＞

＜諮問書（写し）配付＞

事務局 それでは、これよりご審議をお願い申し上げたいと存じますが、四條畷市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、会長がその議長となるとなっております。したがって、これより会長に議事の進行をお願いしたいと思います。田中会長よろしくをお願いいたします。

田中会長 それでは、早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。議案書の議案2の四條畷市決定案件であります、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【議案2】

事務局

改めまして、都市計画課の橋本でございます。よろしく申し上げます。それでは、議案2、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明させていただきます。説明は前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の2ページから11ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせてご覧ください。

はじめに、生産緑地制度について簡単にご説明をさせていただきます。生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等が有する緑地機能などを評価し、これらを計画的に保全することにより、災害の防止、都市環境の保全などの効用が期待できるなど、良好な都市環境の形成に資するものとして、都市計画で定める地区のことでございます。また、面積要件といたしまして、当初500平方メートル以上の一団の区域となっていること、などとしておりましたが、平成29年の生産緑地法の改正を受けて、本市では令和元年9月19日に条例を施行し、面積要件を300平方メートルに緩和しております。また、生産緑地を解除するには、買取申出の手続きが必要となります。買取申出の手続きを行うには次の2点の要件がなければ行うことができません。

1点目は生産緑地の指定から30年経過した場合でございます。

2点目は主たる農業従事者の死亡、または故障により営農が不可能になった場合は、買取申出の手続きを行うことが可能となります。生産緑地法第10条に基づき、市に対して買取申出を提出したのち、市が買い取りを行わず、買取申出日から3か月の間に他の農業従事者への所有権移転がない場合は、建築物の建築や土地の区画形質の変更などの行為の制限が解除され、土地利用を図ることが可能となります。簡単ではございますが、生産緑地制度についての説明は以上となります。

それではこれより、今回変更いたします生産緑地地区についてご説明させていただきます。これより先は、議案書に記載されている内容についてご説明いたします。前のスクリーンをご覧ください。また、議案書では2ページになります。こちらは今回変更対象である8地区を示した計画書でございます。

次に議案書では3ページの、変更する理由でございますが、地区ごとの変更理由、詳細位置等につきましては後程ご説明させていただきます。

次に、こちらは新旧対照図で、議案書ではA3サイズの用紙で4ページになります。丸枠で囲んだ地区が変更箇所となっております。

続きまして、地区ごとに変更内容を説明させていただきます。議案書では5ページになります。当該地区は岡山二丁目地内に位置し、名称は岡山二丁目1号でございます。廃止理由といたしましては、当該生産緑地におきまして、生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。

こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。なお、廃止する箇所に関しましては、今後宅地利用される予定とお聞きしております。

続きまして、こちらも生産緑地の廃止をする地区でございます。議案書では6ページになります。当該地区は岡山一丁目地内に位置し、名称は岡山一丁目5号でございます。廃止理由といたしましては、先ほどと同じく、生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。なお、こちらにも廃止する箇所に関しましては、今後宅地利用される予定とお聞きしております。

続きまして、こちらの2つの地区については生産緑地の一部廃止とそれに伴う変更追加をする地区でございます。議案書では7ページ、中央左下の2つの地区になります。まず、一部廃止する地区は、清滝中町地内に位置し、名称は清滝中町1号でございます。一部廃止の理由といたしましては、本地区につきまして、複数の農地所有者が集まって一つの生産緑地を形成しており、そのうち一人の所有者から生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、その方が所有している生産緑地について行為の制限を解除し、当該地区の一部廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。赤色で囲まれた地区について、廃止いたします。

次に、変更追加を行う地区は、同じく清滝中町地内に位置し、名称は清滝中町6号でございます。変更追加の理由といたしましては、先ほどの一部廃止に伴い、地区が分断されることから、北側を1号として存続させ、この南側を新たに清滝中町6号として変更し、追加指定いたします。こちらが写真でございます。紫色で囲まれた地区について、変更追加いたします。

続きまして、こちらも生産緑地の一部廃止をする地区でございます。議案書では同じく7ページ、中央右上になります。当該地区は清滝中町地内に位置し、名称は清滝中町5号でございます。一部廃止の理由といたしましては、本地区につきまして、複数の農地所有者が集まって一つの生産緑地を形成しており、そのうち一人の所有者から生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、その方がもたれている生産緑地について行為の制限を解除し、当該地区の一部廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。左側の赤色で囲まれた地区について、一部廃止いたします。また、右側の緑色で囲まれた残る土地につきましては、生産緑地の形成可能な面積が保持されております為、清滝中町5号として存続いたします。

続きまして、こちらも生産緑地の一部廃止をする地区でございます。議案書では8ページになります。当該地区は北出町地内に位置し、名称は北出町2号でございます。一部廃止の理由といたしましては、本地区につきまして、複数の農地

所有者が集まって一つの生産緑地を形成しており、そのうち一人の所有者から生産緑地法第10条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、その方がもたれている生産緑地について行為の制限を解除し、当該地区の一部廃止を行うものでございます。こちらが写真でございます。右上の赤色で囲まれた地区について、一部廃止いたします。また、右下の緑色で囲まれた残る土地につきましては、生産緑地の形成可能な面積が保持されております為、北出町2号として存続いたします。

続きまして、こちらは生産緑地の追加を行う地区でございます。議案書では9ページになります。当該地区は、南野二丁目地内に位置し、名称は南野二丁目8号でございます。農地所有者よりこちらの土地において、新規指定の申出があったことから、生産緑地法第3条に基づく土地所有者の同意のもと、生産緑地の追加を行うものでございます。こちらが写真でございます。青色で囲まれた区域について、生産緑地として追加いたします。

続きまして、こちらは生産緑地の一部追加を行う地区でございます。議案書では10ページになります。当該地区は、米崎町地内に位置し、名称は米崎町2号でございます。こちらも農地所有者より、新規指定の申出があったことから、生産緑地法第3条に基づく土地所有者の同意のもと、生産緑地の一部追加を行うものでございます。こちらにつきましては、面積要件の300平方メートル以上を満たしておりませんが、隣接する米崎町2号と一体で生産緑地として維持することが可能となりますことから、米崎町2号に一部追加し区域変更を行うものでございます。こちらが写真でございます。左側の青色で囲まれた区域について、生産緑地として追加いたします。また、右側の緑色で囲まれた区域については既存の生産緑地となっております。こちらで地区ごとの変更内容の説明は以上となります。

次に、変更する面積についてご説明させていただきます。議案書では11ページになります。少し見えづらいところがありますので、前のスクリーンをご覧ください。

まず、岡山二丁目1号につきましては、約0.32ヘクタール全て廃止となります。

次に、岡山一丁目5号につきましては、約0.10ヘクタール全て廃止となります。

次に、清滝中町1号につきましては、現在、全体で約0.25ヘクタールあり、そのうち約0.03ヘクタールを廃止いたします。残りの約0.22ヘクタールのうち、地区の分断による区域変更がありますことから、変更後の面積は約0.06ヘクタールとなります。

次に、清滝中町5号につきましては、約0.20ヘクタールから約0.18ヘクタールに減少いたします。

次に、清滝中町6号につきましては、地区の分断による変更追加となります。

で、変更後の面積は約0.16ヘクタールになります。

次に、北出町2号につきましては、約0.09ヘクタールから約0.08ヘクタールに減少いたします。

次に、南野二丁目8号につきましては、約0.05ヘクタールの追加になります。

最後に、米崎町2号につきましては、追加の面積が少ないため変更後の面積は変わらず約0.13ヘクタールになります。

以上により、本市の生産緑地地区数は1地区増加、1地区減少のため92地区から変わりません。面積の合計は、約17.71ヘクタールから約17.28ヘクタールに減少となります。以上が、本日ご審議をお願いする生産緑地地区の変更内容となります。

最後に、都市計画手続きの経過と今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。まず、都市計画法第19条に基づく大阪府との協議結果については、8月10日付けで異議がない旨、回答をいただいております。その後、都市計画法第17条の規定による縦覧を、10月1日から10月15日にかけて2週間行いましたが意見書の提出はございませんでした。今後の予定につきましては、本案件のご議決ののち、市長への答申をいただきましたら、速やかに決定の告示を行う予定でございます。

以上、議案2、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

田中会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。無いようであれば、議案2の東部大阪都市計画生産緑地地区の変更については、承認するというごことでご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

田中会長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので諮問に対して異議なく承認するというごことを答申いたしたいと思っております。答申につきましては事務局の方で所定の手続きを進めていただくということでこれも意義ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

田中会長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので手続きを進めさせていただきます。それでは続きまして次の案件の審議に入りたいと思っております。議案書の議案3の意見聴取案件であります、特定生産緑地の指定について審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【議案3】

事務局

それでは、議案3、特定生産緑地の指定についてご説明させていただきます。はじめに、先般ご配布いたしました議案書12ページから15ページにかけて一部、数字を誤って記載しておりましたので議案書の訂正のお願いとお詫びをいたします。別途、机上配布しておりますA3の正誤表と議案書13ページをお開きください。13ページの上から7行目、図面番号3、名称北出町2号について、表の4列目、生産緑地地区の部分に記載しております面積0.09ヘクタールでございますが、正しくは0.08ヘクタールでございます。また、備考の欄でございますが、一部指定と記載しておりましたが、正しくは一部指定ではございませんでした。

続き、14ページの上から4行目、図面番号11、名称米崎町2号について、表の最後の列、備考の欄でございますが、無記載として一部指定でない旨の記載としておりましたが、正しくは一部指定でありました。

続きに、15ページの上から6行目、図面番号16、名称清滝中町5号について、表の4列目、生産緑地地区都市計画の部分に記載しております面積0.20ヘクタールでございますが、正しくは0.18ヘクタールでございます。また、備考の欄でございますが、一部指定と記載しておりましたが、正しくは一部指定ではなく、誤っておりました。

最後に議案書12ページにお戻りください。12ページの表は、13ページから15ページに記載している面積等の合計をまとめたものでございます。したがって、表中の真中に生産緑地地区の合計面積として、15.82ヘクタールと記載しておりますが、正しくは15.79ヘクタールとなります。誠に申し訳ございませんでした。それでは、内容のご説明に入らせていただきます。

まず、特定生産緑地につきまして、簡単にご説明させていただきます。本市の生産緑地は平成4年に制度を開始し、現在指定している生産緑地のうち、約9割が平成4年に指定されており、まもなく指定から30年が経過いたします。生産緑地は、指定から30年を経過する日である申出基準日以降、所有者がいつでも買取申出をすることができるようになることから、都市計画上、不安定な状態におかれることとなります。このため、平成29年に生産緑地法が改正され、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取申出が可能となる期日を10年延期する特定生産緑地制度が創設されました。また、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、都市計画審議会におきましてご意見を聴くこととなっておりますことから議案とさせていただきます。

次に、特定生産緑地に指定された場合についてご説明させていただきます。特定生産緑地に指定された場合、無条件で買取申出ができる時期が、申出基準日から10年延長されます。さらに、延期後10年経過する前であれば、改めて所有

者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。また、特定生産緑地の税制につきましては、従来の生産緑地に措置されていた税制が継続されます。

次に特定生産緑地に指定しない場合についてご説明させていただきます。特定生産緑地に指定しない場合、従来の税制措置が受けられなくなります。固定資産税につきましては、急激な増税を防ぐため、5年をかけて徐々に元の評価に戻していく制度となっております。買取申出につきましては、主たる農業従事者の死亡または故障の場合に限るという条件がなくなり、いつでも可能となります。買取申出の手続きは必ず必要で、手続きをしなければ生産緑地における建築などの行為の制限は継続いたします。なお、生産緑地指定から30年経過したあとは、特定生産緑地を選択することはできません。簡単ではございますが、特定生産緑地についての説明は以上となります。

次に特定生産緑地指定のスケジュールについてご説明させていただきます。まず、大きく流れを説明いたしますと、生産緑地所有者から特定生産緑地指定の意向を確認し、農地等利害関係人の同意を取得した上で、都市計画審議会の意見聴取を行ったあと、指定の公示をすることで、特定生産緑地に指定できます。

次に、平成4年に指定された生産緑地のこれまでのスケジュールについてご説明させていただきます。平成4年に生産緑地に指定した所有者に対して、令和元年9月に制度の案内と意向確認書の様式をお送りしております。令和2年3月に特定生産緑地指定の意向がある方に対して、特定生産緑地指定に必要な申請書類をお送りし、提出があった生産緑地を今回の都市計画審議会で意見聴取を行い、令和4年夏から秋ごろを目途に指定の公示を行い、申出基準日を経過した日から特定生産緑地に指定されます。

それでは、今回の指定内容についてご説明させていただきます。これより先は、議案書に記載されている内容についてご説明いたします。今回、特定生産緑地に指定する地区につきましては、79地区あり、面積では14.56ヘクタールでございます。また、地区の位置や具体の区域につきましては、議案書の13ページから15ページにお示ししています。また、お手元にA3サイズ用の紙で特定生産緑地指定図位置図も参考資料としてお配りしております。具体的な事例といたしましては、2つ例をあげてご説明させていただきます。

前のスクリーンまたは、お配りしておりますA3サイズの参考資料を4枚めくっていただき、図面番号3のページをご覧ください。中央にある地区名が二丁通町4号につきましては、赤枠で囲った生産緑地地区すべてが青枠で囲まれていますので、二丁通町4号につきましては、すべて特定生産緑地に指定されます。また、左下の地区名が二丁通町3号を2つ目の例にあげますと、赤枠で囲った生産緑地地区の中で、所有者が複数名おり、指定日もそれぞれ違った形態で存在します。今回特定生産緑地に指定する指定区域については青枠で囲まれた区域になり、二丁通町3号の特定生産緑地につきましては一部指定という形になります。

最後に、今後の特定生産緑地指定の手続きに関するスケジュールについてご説明させていただきます。令和5年度に30年を経過する生産緑地の指定はなく、次回は令和6年度となります。大まかな流れといたしましては、先ほどと同様に2年前となる、令和4年春ごろに意向確認書をお送りし、その後、特定生産緑地指定の意向がある方に対して、特定生産緑地指定に必要な申請書類をお送りし、提出があった生産緑地を、令和5年度の都市計画審議会でご意見を聴かせていただき、令和6年秋ごろを目途に指定の公示を行う予定でございます。

以上、議案3、特定生産緑地の指定についての説明でございます。

田中会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、議案3につきましても、生産緑地法に基づき指定する特定生産緑地が都市計画の決定に準じた法的効果を発生されるものであることから本審議会の意見を聞くものという位置づけでございます。これについてご質問やご意見はございませんか。

長畑委員 はい。A3の四條畷市域全体の左上の砂4丁目1号が詳細で囲われてない理由は何かありますか。

事務局 お答えさせていただきます。こちらの砂4丁目1号に関しまして現在も生産緑地に指定していますが、今回令和4年度に特定生産緑地に指定するものではなく、申出基準日がまだ先であるため詳細については囲っておりません。

田中会長 ありがとうございます。ほかに、ご質問ご意見いかがでしょうか。

上村委員 よろしいでしょうか。生産緑地については30年営農、特定生産緑地は10年、そのあとについて教えていただきたい。

事務局 はい。生産緑地がまず30年というところで、平成4年に指定したものがまもなく令和4年で30年経過するところでの今回特定生産緑地に指定する上で都市計画審議会にて意見を伺うことになっています。そして特定生産緑地に指定しましたら、今までの制度のまま10年続きます。そして10年を経過する前に、今回のような形で手続きを行うことでさらに10年間の延長ができる事になります。それからは10年ごとに繰り返しの手続きが必要となります。

田中会長 ありがとうございます。ほかに、ご質問ご意見いかがでしょうか。

木村委員 はい。田園住居地域というものが都市計画内にできたかと思いますが、こちらとの関係をわかる範囲でお教えいただきたいです。

事務局 はい。直接生産緑地や特定生産緑地に関係がないところではございますけれども、田園住居地域というところは、これまで都市計画の用途地域の中で法律等の改正で新たに用途地域の1つとして追加された地域になります。これまでの農地につきまして宅地化される農地ではなく、都市にあるべきみどりとして再認識されたというところで、緑地としての農地の部分を再評価し、農地と住居の混合を果たしていくよう田園住居地域というのが用途地域の1つに追加されたというところでございます。

木村委員 まだ四條畷市ではないということですか。

事務局 本市でも、大阪府下や全国でも事例はないとお聞きしております。用途地域は

中々簡単に変えられるものではないと思っております。他市事例等参考にしながら本市につきましては慎重に検討を進めていきたいと思っております。

田中会長　ありがとうございます。元々根拠が違いますが、将来的にはこの生産緑地等と関係付けられて良好なまちができるといいのではないかと思います。ご質問ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。無いようであれば、諮問のあった議案3の特定生産緑地の指定については、意見なしということでご異議ありませんか？

<「異議なし」の声あり>

田中会長　ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、意見聴取に対し意見なしとして答申いたします。答申につきましては、事務局で所定の手続きを進めさせていただくということで、ご異議ありませんか？

<「異議なし」の声あり>

田中会長　ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、手続きを進めさせていただきます。ただし、答申後、特定生産緑地の指定にかかる公示については、先ほどの説明があったのとおり、生産緑地に指定後30年を経過する少し前となりますので、期間が空きまして、来年の夏から秋ごろにかけてということとなりますので、委員の皆さま方にもその旨、ご理解をお願いします。それでは、その他事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。ほかに関連したご質問、ご意見はございませんか。特に無いようであれば、以上で本日の議事は全て終了であります。円滑な議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。それでは、これで司会を事務局にお返しいたします。

事務局　会長、ありがとうございました。最後に、四條畷市都市整備部長の亀澤より、閉会のご挨拶を申し上げます。

<部長　挨拶>

事務局　これを持ちまして令和3年度第1回四條畷市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午前11時00分閉会